

児童手当制度についてお知らせ

児童手当現況届について

間 住民課 住民年金係 ☎65.3301

(児童の監護や保護、生計同一など)を満たして6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、毎年6月の児童手当の現況届が令和4年度よ

提出が原則不要となりました。住民基本台帳などで確認することで、現況届の佳川町では、令和4年度から受給者の現況を

いるかを確認するものです。

れなくなります。 ※提出がない場合は、6月以降の手当が受けらる予定です。期日までに提出をお願いします。 手続きが必要な方には、6月に案内を送付す

【現況届の提出が必要な方】

いる方(住民票の所在地と異なる住所地で受給して)の配偶者からの暴力等により避難しており、

②支給要件児童の戸籍がない方

③離婚協議中で配偶者と別居している方

④受給者と児童が別居している方

⑤父母以外が児童の生計維持者となって受給

⑥その他、桂川町から提出の案内のあった方

給付金

子育て世帯を支援します

支援特別給付金について低所得の子育て世帯生活

閻 住民課 住民年金係 ☎65.3301

外)を支援するため、給付金を支給します。している低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以食費などの物価高騰等に直面し、家計が悪化

【支給対象】次の①、②に該当する方が対象

【支給額】 児童1人当たり一律 5万円

【手続き方法】

金(ひとり親世帯以外分)の支給を受けた方①令和4年度中に子育て世帯生活支援特別給付

▶申請は不要です。

がい児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障しております

▶申請が必要です。

令和5年1月1日以降の家計急変者

象になります。
参和6年2月までに生まれた新生児等も対

【提出書類】

立書(家計急変者のみ)(3)受取口座を確認できる書類の写し(コピー)(2)申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)

、また1 これのでは、これでは、これでは、これでは、1年間のでは、1年間

6年3月15日)はまでに必着※令和6年2月に出生した児童に限り、令和

【支給日】審査結果及び支払日は通知書にてお伝

☎0120・400・903 (平日9時~18時)
(制度全般についての問合先)



第4回桂川町社会を明るくする運動大会

社会を明るくする運動大会犯罪のない地域社会へ

圓 健康福祉課 高齢者・女性係 ☎65・0001

【日時】 7月13日休 13時~15時40分

【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」

飯塚少年サポートセンター係長(森 治美(講師) 福岡県警察本部生活安全部少年課

子どもと関わる~【講演】・問題行動の「根っこ」~多機関連携で

・DVD「ボクの居場所」

【主催】飯塚保護区保護司会桂川分区・桂川町